

請求時の注意点について

<請求書>

○ 請求書の種類について

- ・ 請求総括書（総計）→ 以下、請求総括書という。
- ・ 請求総括書（小計）→ 以下、市町村別請求書という。

請求書は2種類となります。

国保連合会へ提出する際は、それぞれの市町村ごとに、市町村別請求書を作成いただき、市町村別請求書をまとめた請求総括書を作成いただき提出ください。（**検査、予防接種を実施した月単位で請求書を分ける必要はないため、国保連合会に提出する請求書は、請求総括書1枚と市町村別請求書（市町村単位）となります。**）

○ 請求年月

請求総括書及び市区町村別請求書に記載いただく請求年月については、抗体検査及び予防接種を実施した年月ではなく、**国保連合会に提出する年月を記載**してください。

○ 請求金額

請求総括書及び市区町村別請求書に記載いただく抗体検査及び予防接種の費用については税抜き欄及び税込み欄があり、税込み欄については、**抗体検査及び予防接種の費用を1件ごとに1円未満の端数を切り捨てた金額の合計**を記載してください。

税抜き欄の金額の合計に消費税率を乗じた金額ではありませんので、ご注意ください。

○ 請求総括書の施設区分について

施設区分は「1：医療機関」「2：特定健診」のどちらかを**必ず選択**してください。

「1：医療機関」を選択した場合は、診療報酬の振込先口座へ、「2：特定健診」を選択した場合は、特定健診等費用の振込先口座へ風しんの抗体検査等費用を振込みます。

<請求書及び受診票・予診票>

○ 検査番号の請求書への計上について

受診票の検査番号と請求書の抗体検査の区分は一致となりますので、請求書に計上される際に誤りがないようご注意ください。（受診票の検査番号が1（HI法・LTI法）の場合、請求書の抗体検査の区分は①（健診・HI法））

<その他>

○ 予防接種費用

『予防接種』、『予防接種予診のみ』の費用については、市町村により異なります。クーポン券（税抜き価格で記載されています）で確認してください。

○ 抗体検査結果

抗体検査の結果は、検査方法とともに記載していただくこととなっておりますが、抗体検査結果票については、提出が不要ですので、国保連合会に提出しないでください。

また、窓口で本人確認を行っていただいた際の本人確認書類等（運転免許証の写し等）についても、提出は不要です。

○ その他風しんの助成制度

国保連合会に提出いただく風しんの抗体検査及び予防接種費用の請求・振込については、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象にクーポンを発行した制度によるものであり、市町村が独自で行っている助成制度とは異なりますので、ご注意ください。